

新生児聴覚検査連絡協議会設置要領

令和 3 年 1 月 14 日 2 福保子家第 1452 号

第 1 設置

平成 9 年 11 月 11 日 9 衛健母第 1046 号「母子保健事業評価部会設置要綱」に基づく母子保健事業評価部会（以下「評価部会」という。）の作業班として、新生児聴覚検査連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

第 2 目的

この連絡協議会は、令和元年度から開始された新生児聴覚検査の公費負担制度について、検査の実施状況や、各機関の連携体制の課題等についての協議を行うことを目的とする。

第 3 協議事項

連絡協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 1 新生児聴覚検査の実施状況
- 2 各機関の連携体制及び課題
- 3 その他連絡協議会が必要と定める事項

第 4 構成

連絡協議会の委員は、次のとおりとする。

- 1 関係団体の代表 10 名以内
- 2 関係行政機関の職員 10 名以内

第 5 任期

委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 会長

連絡協議会に会長を置き、会長は評価部会長とする。

- 2 委員は、会長が指名する。
- 3 会長は連絡協議会の事務を総轄し、連絡協議会の活動経過及び結果を評価部会に報告する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

第 7 運営事項

連絡協議会の運営に関する事項は連絡協議会で協議の上、決定する。

第8 開催

連絡協議会は、必要の都度東京都が招集し、開催する。

第9 事務

連絡協議会の事務は、福祉保健局少子社会対策部家庭支援課において行う。

第10 関係者からの意見聴取等

連絡協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取できるほか、連絡協議会への出席を求めることができる。

第11 連絡協議会の公開

連絡協議会の議事録・会議資料は公開する。

第12 その他

その他必要な事項は連絡協議会で協議の上、決定する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。